広報あき

第10号

S 36年9月1日発行
発行 安芸市役所
編集 企画調査室
印刷 安芸印刷
配布 市内全戸

本市の人口と世帯数
8月1日現在
人口 30、724人
男 14、676人
女 16、048人
世帯 7、527

35年度決算見込み
一般会計健全化

安芸市の昭和三十五年度決算（見込み）がとのほぼまとまり一般会計については才入総額二億六千七百五十二万三千円、才出總額は二億六千六百九十四万三千円で差引五十八万円の黒字となつたが、事業繰越額二百四十五万二千円を加えると実質黒字は三百三万二千円である。このように決算状況が好転したおもな原因は収入の八割以上を占める市税、地方交付税、国、県支出金がそれぞれ前年に比し一一三・六五%一一七・〇八%、一〇七・八八%と大幅にふえたためとみられる。才出状況では、公務員給与の引き上げで人件費が多少ふえ、（地方交付税に算入されている）、投資的経費は八千四百三十四万七千円で前年比一一六・八八%とふえ、反面物件費は三千百三十七万四千円で前年比八五・二八%と減つている。

合併以来赤字財政になやんできた当市も漸く財政好転のきざしが見えてきたが、現在の好景気が何時迄続くとも思われない。従つて今後は尚一層健全な財政運営により行政水準の維持向上と市発展のために努力する考えである。

才入

科目	予算額	収入済額	（予算決算比較）	構成比
1 市税	71,533,950	73,087,330	102.2	27.7
2 地方交付税	76,020,000	76,020,000	100.0	28.4
3 公企業及財産収入	4,371,300	4,798,196	109.8	1.8
4 分担金及負担金	7,849,711	6,099,151	77.7	2.2
5 使用料及手数料	2,520,100	2,733,920	108.5	1.0
6 国庫支出金	63,950,440	62,270,284	97.4	23.2
7 県支出金	11,933,579	10,910,308	91.4	4.0
8 寄附金	1,610,225	1,212,290	75.3	0.4
9 繰入金	270,000	270,000	100.0	0.1
10 雑収入	9,967,049	7,823,388	78.5	2.9
11 市債	25,400,000	21,300,000	83.9	7.9
12 繰越金	998,300	998,300	100.0	0.3
才入合計	276,424,654	267,523,167	96.8	100.0

才出

科目	予算額	支出額	構成比
1 議会費	5,009,139	4,952,150	1.9
2 市役所費	57,696,341	56,681,105	21.2
3 消防費	6,027,563	5,987,723	2.2
4 土木費	30,885,759	29,152,749	10.9
5 教育費	26,6-8,723	26,302,136	9.9
6 社会及労働施設費	61,306,492	59,470,910	22.3
7 保健衛生費	5,121,452	4,733,754	1.8
8 産業経済費	37,707,902	34,368,322	12.9
9 財産費	3,537,259	3,407,422	1.3
10 統計調査費	602,930	581,553	0.2
11 選挙費	1,815,969	1,768,725	0.6
12 公債費	20,388,853	20,279,822	7.6
13 諸支出金	19,352,987	19,256,695	7.2
14 予備費	374,295	0	
計	276,424,654	266,943,066	100.0

行政苦情相談

高知行政監察局は、監察の仕事の外に、法律の定めにより、国が行なう仕事または国が県や市町村に頼んで行う国の仕事について、不利益をこうむつたり、又こうむる虞れのあるとき、**或は色々の苦情や意見、要望などのある方から、その申出を受けてあつせん（お世話）を行ない皆様方のご要望に応える仕事をいたしております。**

今までは、役所の窓口と巡回で申出を受けていましたが、今回申出人の便宜を図るため、県下に十八名の苦情相談協力委員を置くことになりました。

この協力委員は、大臣から委嘱を受けて仕事をいたしております。この協力委員は、室戸、安芸、南国、土佐、須崎、中村、宿毛、土佐清水の八市と大正、窪川、佐川、伊野、土佐山田、本山の六町であります。

協力委員には、受持区域を指定してありませんので、苦情相談は、どこの市町の協力委員に申出ても結構です。安芸市の協力委員は、川谷源（川北甲一、二四）、細川潔臣（赤野乙一、九三〇）であります。

この苦情相談は、裁判に関係なく、また国の援助を受けることや市町村が国に関係なく行なういわゆる市町村の個有事務については取扱いいたしません。

どんな事柄を取扱うか、例えて申しますと、生活保護、労災保険、健康保険、旧軍人恩給、遺族年金、老令福祉年金、登記事務、電話架設、郵便電信、災害復旧工事、農地転用、国有地払下げ、公庫貸付金、河川道路工事、各種許可認可、移民問題、官庁窓口事務と言うようなものであり、これらは単に一例に過ぎません。

苦情申出人が遠隔地の高知市まで来なくとも、自分の住んでいる市や町、または隣接の市や町の協力委員のところに行けば、その受付をしてもらえることになつたのです。いろ〳〵とお困りの方は、この協力委員まで申出下さい。

以上申上げましたとおりで、苦情相談は、どこの市町の協力委員に申出ても結構です。安芸市の協力委員は、川谷源（川北甲一、二四）、細川潔臣（赤野乙一、九三〇）であります。

この苦情相談は、裁判に関係なく、また国の援助を受けることや市町村が国に関係なく行なういわゆる市町村の個有事務については取扱いいたしません。

人権擁護委員
法務大臣から委嘱

人権擁護委員は国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のためすみやかに適切な処置をとるとともに常に自由人権思想の人権を尊重しさえすれば何人権を無視した事件が多いようです。

人権擁護委員はこれ等の問題、泣き寝入りづいて処置してくれます。

人権擁護委員（安芸市）
松田益夫（商業）
安芸市東浜八二八番地
福留礼二郎（製陶業）
安芸市井ノ口乙三四七九番地
岡松総一郎（郵便局長）
安芸市大井乙一三五番地

学力調査について
（安芸市教育委員会）

小学校、中学校の児童、生徒の学力の調査を左記により実施しますので、その概略をお知らせして調査の意義の重要さを理解していたさき皆様のご協力を得たいと存じます。

(一)実施の日時、調査する学校と学年及び調査課目

日時	諸査する学校	学年	調査課目
9月26日 午前9時から	市内全小学校	六年生	国語・算数
10月26日 午前9時から	〃 全中学校	二年生 三年生	国語・数学・社会 理科英語（選択者）

(二)調査の目的

この調査は小、中学校の児童、生徒について、いろいろの角度からみた学力の実態を全国的、全県的、全市的な規模において明かにして教育的諸条件の整備改善、或は学習指導の改善並びに教育課程に役立たせるための基礎資料とするものであります。

また中学校においては全国一斉学力調査をして全国の国立、公立、私立の全校について調査を行い、初めれも十五分位のNHK第二放送によるきき取りの問題があります。

各学校の放送施設及びラジオの整備はきき取りができるようなお処置いたします。

(三)学校における学習指導上のたいへん重要な資料となります

この調査は国、県、市の教育施策に役立てるだけでなく学校にとつても子供達をのばしてゆくため重要な参考になります。

即ち学校の学習のでき具合を全国的、全県的なものとくらべてみることによつてどんな所がよくどんなところが悪かつた等を知つて児童、生徒の指導上たいへん役立つ資料とすることができます。

教育の成果等を卒直に把握して今後の指導の参考にすることは大切なことであります。

(四)学力調査は法律の定めるところで行うものであります

この調査は勝手、きままに委員会が行うものでなく「地方教育の行政の組織及び運営に関する法律」に根拠をおいて行うものであります。

(五)学力調査の他県での実施状況はどうでしょう

このような学力調査が始まつたのは昭和三十一年からで文部省の抽出した指定校が調査の対象になつており他県では完全に実施されております。特に昨年度にはそうした抽出校以外に希望校として全国の全学校の七割が自発的に調査に参加しております。

知県以外の三県でもほとんど全部の学校が希望校として実施しています。

即ち全国的に多くの学校がこの調査を重視して学力向上に役立たせようとしていることがわかります。

(六)本県本市の実施状況

昭和三十一年三十二年の二カ年間は完全に実施されたがそれ以降完全な調査はできておりません。また市においても三十三年三十四年は全面的に三十五年は大半が実施できておりません。

この調査の目的からして完全に実施できなかつたことは本県、市の教育にとつて非常に残念なところであります。

この調査は純粋に教育向上の目的達成に資する以外に他意なく学力向上が切実な問題としてとり上げられておりますとも、市ではどうしても完全実施をはかり子供達の将来を思ひ学力の水準を引き上げたいと念願するものであります。

市民の方々のご協力を切にお願いします。

国民健康保険税は
九月が精算課税

今年の国民健康保険税は一期分（五月）二期分（六月）は固定資産税額並びに市民税額が確定しなかつたので三税共に確定しましたので三分期（九月）以降において精算をいたします。したがつて三期分以降各期の税額もつて假課税（市条例第一三七条の規定による）をいたしました。

たしましたことはご承知の通りでありますが、昭和三十六年度固定資産税、市民税共に資産割額、所得割額は昭和三十五年度の実績を精算をいたします。したがつて三期分以降各期の税額は市民相談室を通じて市税務課にお問合せ下さい。

なお、不明の点がありました場合は市民相談室を通じて市税務課にお問合せ下さい。

税額に異動がある方もあることと思はれますが右事情によるものでありますからご了承下さい。

旧軍人軍属の方へ

思給法一部改正（戦地加算）による該当者でまだ手続をしていない方は至急市福祉事務所へ履歴申立書を提出して下さい

伊尾木川林道（森林軌道）
改良工事施行
着工後は軌道の運行が停止されます

伊尾木川林道施行予定によれば、森林開発公団測量班により昭和三十六年九月から測量を開始し、翌三十七年五月頃工事を施行する予定であり、五月以降は森林軌道の運行を停止し輸送を中止することになりますが、食糧及び生活物資は月三回程度輸送します。

したがつて木材その他の物資搬出は停止されますので搬出を要する関係者は昭和三十七年四月末日頃までに搬出を終えるよう伊尾木川森林軌道利用関係者の方にお知らせいたします。

安芸市の今昔によせて

近く実現することに決つた四国循環鉄道の沿線要地である安芸市を天下に「アッピール」させたい気持から、その情緒と資源など安芸市の姿を軽快な「リズム」に乗せてみたい。（曲〃汽車の旅〃「汽笛一声新橋を……」に同じ）

安芸行進曲

一、黒潮おどる南国の
高知、室戸に半ばして
四季とりどりの花香る
足を止めたや安芸の町
二、大山岬は小室戸の
その名も聞えし内原野
池面に写るさゝやきに
そよ風吹くや茶摘み唄
三、岩崎邸に安芸城趾
ともに名高き妙見の
麓を染めし国虎の
昔を偲ぶ浄貞寺
四、しぶきを揚げる浪頭
打ち寄す磯の紅だすき
つきぬ碧りに照り映えて
はねる鰹や安芸の浜

安芸市東浜一四四〇ノ二
植松健一稿

9月の納税
国民健康保険税 3期
納期 9月29日

10月の納税
国民健康保険税 4期
市県民税 3期
納期 10月31日

アンケート募集について

今月で広報も第十号を発行することになりました。これを機会に皆様に親しまれる広報にしたいと思います。

今までの広報について良い点、悪い点、こんなお記事をのせてほしいなどご希望ご意見をお待ちしております。

また、今後も広報の発行都度批評なりご希望なりをお寄せ下さい。

アンケートの内容については紙面に発表するつもりでありますが、ご希望以外は名前を原則として掲載いたしませんので申添えます。

宛先　安芸市役所企画調査室広報係

九月のくらし

九月はなにかと気ぜわしい月である。ことしの二百十日は一日、台風対策も日どろたっておきましょう。二学期もはじまり夏休み後の、特に低学年生の健康には気をつけること。夏やせを回復するのも九月から。さらに老人の日（十五日）、秋分の日二十一日と行事がつづく。

衣　この夏中にすつかりいたんだ下着の数だけ、新しく補充しておけば、まだずつと秋冷のころまで着られるし、来年初夏にもすぐまにあいます。男子用の半ソデシャツとか子どももものを予定しましょう。ちようど運動会や旅行のシーズンでもありこどもの下着補充には適期です。

古びたセーターやカーディガンはそのまま着られる物なら、失敗のほとんどない同色系統の濃い色に染めかえてみましょう。色あげの効果が期待できなかつたら、かえエリをあんでつけるか、全体に簡単なしゆうを散らしてみましょう。縮んでフェルト化したり、エリやヒジがいたんだ物は、型紙をあてて裁断し、チヨツキとか子ども物とかに作りかえます。更生ものに見えない更生法を工夫するのも、ちよつとたのしみなものです。

十五日は老人の日ですが、その贈り物に、おふとんはいかが。年を重ねるほどふとんの重さ、固さがこたえるもの。できればかけぶとんは絹わた合繊わたを入れ、カバーは薄手キヤラコをノリ抜きにしてかけると軽い。

盛夏用衣服、夏ぶとん、パラソルなどもそろそろ始末しておきましよう。

新しいようがたくさん出回りはじめます。梅ずづけがいちばん豊富に出回り、夏やせを回復するのには絶好の時期です。日本的味覚の王者、くりやかきが農家の庭先きを通します。

宿根草の株分けもこのごろ。

食　梅ずづけがいちばんですが、うす切りを油でいためつけ、しようゆうと砂糖でカラツと煮つけ、白ゴマをふつておくと、朝の小づけにちようしします。

カマスもシユンに入ります。カマスは赤カマスとヤマトカマス（青カマスとも言う）があつて、味はやや大型の赤カマスの方がいいのですが、少し高価です。白身でアツサリしているのでいていの料理に向きます。干物にするには、背開きにして濃い塩水にくぐらせ、よく干しあげるのがコツ。焼いたら骨ばなれのよい熱いうちに食べることです。

この月は魚も野菜も果実も豊富に出回り、夏やせを回復するのには絶好の時期です。日本的味覚の王者、くりやかきが農家の庭先きを通します。

宿根草の株分けもこのごろ。

住　台風対策として手のかかりそうな破損個所はいますぐ修理しておきましよう。高潮や河川の増水で浸水の心配のある地方では、市区町村、各自治体、各家庭が一体となつて被害を少なくする策を真けんに話し合い、実行したいものです。

台風季節には停電のご注意も、ローソクとローソク立て、マツチをそろえておくこと。特に電気ガマ、電気冷蔵庫など使用している家庭ではその対策を考えておきましよう。

残暑も彼岸入りごろからうすらぎます。夏のすだれ、ヨシ戸など、あと十カ月は不用のものですから手入れを念入れにして始末しておきましよう。

下旬には、台所の清掃もだいじな九月のおしごと。まず天じよう、カベのスス払いから、ホウキに古ネルの袋をかぶせ、そつとふきとるように払うと、下へ舞いおりるのが防げます。戸ダナを開けて、熱湯でしぼつた布でふき、しばらく風を通します。

幼い子供を交通事故から守ろう

―一日一五〇人のギセイ者―

安芸市の皆さん

本年五月四日安芸警察署管内T町のHちやん（四才）は停つているトラックの後輪に頭をしかれ即死しました。

また五月五日G村のFちやん（五才）は一人でアイスケーキを買い喜んで小路から国道に走り出た瞬間、走つてきたトラックにはねられ頭や顔に全治一カ月の重傷をおい、現在病院に入院中です。これらの被害者はいづれも、いたいけな子供であり、ご家族の方達に対しては、本当にお気の毒なことであります。

交通事故は年々多くなる一方ですが、最近の傾向として、歩行者側の注意が足りなかつたと思われる事故がふえていることは考えさせられるものがあります。

警察庁の統計によりますと、十五才以下の児童や幼児が日本全国で一日に一五人も交通事故にあいます。これらの事故の原因を見てみますと、

(1) **幼児の一人歩き**
(2) **路上への飛び出し**
(3) **路上遊び**
(4) **不注意な自転車乗り**
(5) **車の直前直後の横断**

等があげられますが、これらは幼児や、児童の不注意というより保護者の不注意によることが多いことを見のがしてはいけません。

新しい道路交通法には、保護者は幼児（六才以下の子供）を一人で歩かしたり、遊ばせたり、してはいけないことになつており、また「車の直前、直後の横断」や「路上への飛び出し」も禁止されておりますが、これは非常に目を疲労させます。周囲はだり、ケガをしたりしています。

(1) 眼の向も多いようです。この事については、現在、専門家の方々が調査研究を進められておりますが、テレビを見るとき次の点に注意すればまず眼に害はないと言われております。

(1) テレビの画面の高さと、見る距離を適当にすること。

まずテレビを置く位置は、テレビの画面が眼の高さと同じか、あるいは眼よりやや低くなる位にきめる。

次にテレビを見る距離は、テレビの画面のタテ幅を標準として、その長さの四倍から十倍の距離の範囲から見るとよい。とくにテレビは近すぎる距離から見ると、眼が疲労しますので、お子様など特に近すぎ過ぎないよう注意すること。

(2) 画面に窓や電灯の光が写らない位置におくこと。

テレビを窓や電灯のような明るい物に向けておくと、これがテレビの画面に写つて、大へん見にくくなり、眼の疲労の原因となります。

部屋によつて一概に云えませんが、テレビのうしろに窓や電灯の明りがあつてまぶしさを感じたり、またテレビの画面に窓や電灯が写つて見えたりしない様な場所を選ぶ事が必要です。

(3) 周囲を真暗にしないこと。

夜間テレビを見る場合、よく電灯を消して真暗な中でテレビを見ているのを見かけますが、これは非常に目を疲労させます。周囲はなるべく明るくして、ときどく眼を休ませることが大切です。

テレビによる眼の疲労は、間接的に近視なる原因ともなります。特に子供さん方は長時間連続してテレビを見ることになり易いので気をつけて下さい。近視はおよそ八才から一〇才ぐらいに始まり、二十才から二十五才ぐらいまで度が進みますので、この間の年令の方は注意が必要です。

原則として一時間テレビを見たら、十分間以上眼を休ませるよう習慣をつけたいものです。近視等眼に病気のある人は、テレビを見ることにより病状が進むことがありますので注意しましよう。

テレビの上手な見方

最近テレビをみるために眼が非常に疲れるとか、お家の方々が調査研究を進めのではないかとか、ご心配なのでは多いようです。この事については、現在、専門家の方々が調査研究を進められておりますが、テレビを見るとき次の点に注意すればまず眼に害はないと言われております。

(1) テレビの画面の高さと、見る距離を適当にすること。

まずテレビを置く位置は、テレビの画面が眼の高さと同じか、あるいは眼よりやや低くなる位にきめる。

次にテレビを見る距離は、テレビの画面のタテ幅を標準として、その長さの四倍から十倍の距離の範囲から見るとよい。とくにテレビは近すぎる距離から見ると、眼が疲労しますので、お子様など特に近すぎ過ぎないよう注意すること。

(2) 画面に窓や電灯の光が写らない位置におくこと。

テレビを窓や電灯のような明るい物に向けておくと、これがテレビの画面に写つて、大へん見にくくなり、眼の疲労の原因となります。

部屋によつて一概に云えませんが、テレビのうしろに窓や電灯の明りがあつてまぶしさを感じたり、またテレビの画面に窓や電灯が写つて見えたりしない様な場所を選ぶ事が必要です。

(3) 周囲を真暗にしないこと。

夜間テレビを見る場合、よく電灯を消して真暗な中でテレビを見ているのを見かけますが、これは非常に目を疲労させます。周囲はなるべく明るくして、ときどく眼を休ませることが大切です。

テレビによる眼の疲労は、間接的に近視なる原因ともなります。特に子供さん方は長時間連続してテレビを見ることになり易いので気をつけて下さい。近視はおよそ八才から一〇才ぐらいに始まり、二十才から二十五才ぐらいまで度が進みますので、この間の年令の方は注意が必要です。

原則として一時間テレビを見たら、十分間以上眼を休ませるよう習慣をつけたいものです。近視等眼に病気のある人は、テレビを見ることにより病状が進むことがありますので注意しましよう。

街に防犯灯を

暗やみは犯罪の温床といわれています。特に夏は人の心のゆるみ易い時、婦女子の夜の外出の多い季節で、明るい所では思いもかけぬ犯罪が暗い所へ一歩入るとつい起り勝ちとなるので警察の調査でも明らかにされています。

そこで防犯灯の設置が世論として高く叫ばれ、過日閣議でもその設置促進が決定されました。

安芸市においても三十二年度から「町を明るくする会」がPRに努力してきましたが、この度、警察、市、四国電力が一体となつて、この運動をより強力に推し進めることになり、去る十四日前記三者の代表を始め、各地区の民生委員等約四十名が参集、防犯灯設置推進委員会を設け種々協議の結果、先ず、現在の防犯灯の不必要カ所より必要カ所への移転、不良灯の整備、管理責任者の確認等を行うと共に、八月中に推進委員会を結成し更に積極的に防犯灯の実態を調査、設置を推し進めて行くことになりました。

市民の生活を安全にするこの運動にご協力願い、自主的に防犯灯を設置されるようご協力をお願いいたします。

「電気のABC」

電圧 ボルト

（記号はV）

電気はよく水の流れにたとえられます。水は高い所から低い所に流れ高さが高い程流れは強くなります。電気もこれと同じで高い所から低い所へ流れようとする状態の強さを電圧といいます。この電圧を測る単位をボルトといいます。

普通の乾電池一個は1.5ボルト、電灯線は100ボルト、工場の動力用は200ボルトの電圧があります。

電圧は300ボルトまでを低圧、300ボルト超過7000ボルトまでを高圧7000ボルト超過を特高圧といいます。

送電線には3万～20数万ボルトの電圧が使われますが、街の中の変電所で、更に3000ボルト又は6000ボルトに落して配電線に送られます。これでもまだ高電圧ですので、家庭に引入れることは危険ですから、変圧器で100ボルトに下げて使つています。したがつて一般に家庭で使う電気器具は100ボルトの電圧で使うよう設計しています。

ダム下流の居住者や釣を愛好する方々に

ダムの放流警報が改善されます

今までも伊尾木発電所のダムから洪水を放流する場合にはサイレンで警報を出していましたが、四電では更に警報施設を強化しましたので、サイレンの設置場所や吹鳴方法に注意して下さい。

一、サイレンの設置場所

【既設】奈比賀・入河内・大井（拡声機）
高瀬及堰堤

【新設】川北農協屋上
五馬力・小松原附近三馬力・入河内山頂三馬力

二、吹鳴方法

三十秒吹鳴六秒休止三回
●―●―●―●
（吹鳴時間の長いのが特徴、火災警報は二回鳴らすだけですから回数の違いで聞き分けて下さい）

三、掲示板設置

大坪釣具店前、他二個所（場所未定）

四、放流中であつても急激に放流量を増加させる場合は改めて警報を出す。

五、堰堤から河口迄の洪水到達時間二乃至五時間（水量により異なる。）

御存じですか？

消防信号の聞き分け方

火災信号	近火信号 消防屯所より約八〇〇メートル以内のとき	●―●―●　約三秒
	出場信号 署所団出場区域内	●―●―●　約二秒（短声連点）
火災信号	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●―●―●　約五秒
	出場信号 署所団出場区域内	●―●―●　約六秒
山林火災信号	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●―●―●　約十秒
	同右	●―●―●　約二秒
火災警報	火災警報発令信号	●―●―●　約三十秒
	火災警報解除信号	●―●―●　約六秒
号信報	演習召集信号	●―●―●　約十秒
	演習召集信号	●―●―●　約二分
	演習召集信号	●―●―●　約三秒
	演習召集信号	●―●―●　約十五秒
	演習召集信号	●―●―●　約六秒

時計のご用命は
安岡時計店
安芸市東浜八
電話五

ラジオ・テレビ
その他電気製品は
安岡無線電機商会
安芸市西浜
電話六二〇六

市役所ニオコシノセツハ
ゼヒ　オタチヨリ　クダサイ
庁舎北側売店のトナリ
市役所　庁内食堂
電話　700番